

くまもと県南フードバレー農産物高付加価値化緊急支援事業
(県南地域フードバレー機運醸成事業(人吉球磨)) 補助金公募要領

1 事業の概要

本県では、県南地域の豊富な農林畜水産物を活かし、6次産業化による高付加価値化を図るとともに、食関連の研究開発機関や企業等を集積させる「くまもと県南フードバレー構想」により、地域活性化を目指す取組みを進めています。

標記事業では、くまもと県南フードバレー推進協議会会員(以下「会員」という。)の取組みを後押しするため、人吉球磨地域におけるフードバレー関連商品の認知度向上、機運醸成等に資するイベント等を開催することにより、県南産食材や農林畜水産物加工品等の販路拡大・消費拡大を行い、会員の生産性向上や県南産食材等の認知度向上、会員の緊急的な収益改善を図ることを目的としています。

2 補助対象事業者及び補助率

(1) 補助対象事業者：民間事業者及び複数の民間事業者で構成される団体

(2) 補助率：定額(上限10,000千円/1者)

3 補助対象事業

人吉球磨地域におけるフードバレー関連商品に係る認知度や売上の向上・機運醸成に資するイベントの開催

【補助に関する諸条件】

(1) 日時及び場所

- ・イベントは、令和9年1月16日(土)に開催すること(時間帯は要調整)
- ・場所は、湯前駅レールウイング等
(湯前駅レールウイングについては令和9年1月15日~16日を予約済。使用料は補助金内で負担すること)

※人吉球磨地域サイクルツーリズム推進協議会のサイクルイベントと連携したイベントとするため、場所や警備、広報等の調整が必要(サイクルイベントに要する経費は別途)

(2) ブース出店

- ・県南フードバレー関連の農産物、加工品、お酒、グルメなどをはじめ、人吉球磨地域を中心とした熊本県南の食を幅広く募り、販売ブース等の出店調整を行うこと
- ・ブースは、原則、会員に出店させること。また、これを機に会員となることの呼びかけなども積極的に行い、より魅力ある商品のPRにもつなげる
- ・県南15市町村すべての地域から出店させ、全体で20ブース以上を出店させること
- ・人吉球磨地域で取り組んでいる食のみやこ熊本県コンソーシアム推進事業の取組みをPRするブースを設けること(具体的な内容は、交付決定後、協議させていただく)
- ・(一社)全日本司厨士協会熊本県本部人吉支部と連携し、ブースを設けイベントを実施すること(イベントに係る経費は補助金内で負担すること)

(3) ステージイベント

- ・誘客が見込めるステージを実施すること(なお、ステージイベントに代わる誘客につながる提案は可能)

(4) くま川鉄道の利用促進

- ・くま川鉄道の利用につながる企画とともに、当鉄道と連携したイベントを実施すること

(5) 広報

- ・本イベントを通じた県南フードバレー関連商品等、人吉球磨地域を中心とした熊本県南の食の周知・広報を行うこと

(6) 会員への入会案内の推進

- ・先述したとおり、ブース出店の募集に際し、会員外への周知を行い、魅力ある商品をもつ方々への入会案内を進め出店につなげる
- ・出店及び会員案内については、人吉商工会議所及び人吉球磨郡町村商工会と連携すること

(7) 安全な運営体制

- ・本イベント内での事故が発生しないよう体制を整えること

4 補助対象経費に掛かる留意事項

(1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとする

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②交付決定日から令和9年3月14日までの間に契約・支払が完了した経費
- ③証拠資料等によって支払金額及びその内訳が確認できる経費

(2) 対象外となる経費

- ・国、都道府県及び市町村等が実施する補助金、委託費等を受給する事業と内容（補助対象経費など）が重複するもの
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費、電話代等
- ・補助金応募書類、実績書類の作成、送付、手続に係る費用
- ・施設整備等に係る経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための経費）
- ・汎用性があり、目的外使用になり得る備品等の取得費用等（パソコン、プリンター、タブレット端末、ウェアラブル端末等）
- ・経費の支払時に発生する振込手数料、代引手数料
- ・消費税及び地方消費税
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待の費用（ホテル宿泊時の食事含む）

5 応募方法

この要領に定めがない事項については、くまもと県南フードバレー農産物高付加価値化緊急支援事業（県南地域フードバレー機運醸成事業）補助金実施要領によるものとする。

(1) 提出書類（以下の書類を4部、郵送又は持参にて提出すること）

- ・交付要望書
- ・事業実施計画書（別記様式第1号）
- ・添付書類

- ① 事業経費内訳書（別添 1）
- ② 誓約書（別添 2）
- ③ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）
- ④ 定款の写し（資料がない場合は、組織の代表者、規約等の分かる資料）
- ⑤ 直近 1 期分の決算書（貸借対当表、損益計算書等）
- ⑥ その他補足資料

（2）提出先・問い合わせ先

〒868-8503 熊本県人吉市西間下町 86-1

熊本県県南広域本部 球磨地域振興局

総務課 木村

電話：0966-24-4114

mail：kimura-n@pref.kumamoto.lg.jp

（3）提出締切

令和 8 年 10 月 16 日（金）17 時※必着

6 スケジュール

（1）事業実施計画書の提出	令和 8 年 10 月 16 日（金）17 時※必着
（2）審査	令和 8 年 10 月中旬頃（予定） ※災害その他やむを得ない事情等により審査会の日程を変更する場合がある
（3）内定（採択・不採択通知）	令和 8 年 10 月下旬頃（予定）
（4）交付申請書提出	令和 8 年 10 月下旬頃（予定）
（5）交付決定（事業開始）	令和 8 年 11 月上旬頃（予定）
（6）実績報告（事業完了）	事業完了の日から 1 か月を経過した日又は令和 9 年 3 月 15 日のいずれか早い日
（7）補助金支払	令和 9 年 3 月下旬 ※必要に応じて概算払いを行う

7 審査基準等

（1）審査基準

以下の項目について審査し、採択事業者を決定する。

項目		内容
1	実施体制 （20 点）	過去の実績等を踏まえ、業務遂行に十分な知識・経験・ノウハウを有しているか
		事業遂行上の人的・物的体制が十分に整っており、スケジュールは無理がなく、円滑に業務が実施できるものになっているか

2	事業内容 (70 点)	くまもと県南フードバレー構想や県南食材等の認知度向上に資する 取組みであるか
		計画書の内容が事業の趣旨に沿っているか、新規性や発展性が認め られるか
		広報宣伝の方法が効果的で、広く県内外へ周知可能なものであるか
		地域への波及効果や経済効果があるか、事業が終了したのちも販路 拡大及び消費拡大につながる工夫があるか
3	経費の妥当性 (10 点)	予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積 もられているか

※審査経過及び結果の詳細に関する問い合わせには応じられない

(2) 通知

審査結果及び交付申請の手続きにつきましては、球磨地域振興局復興・地域振興課から通知する。

8 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下について留意すること。

- (1) 交付決定を受けた後、事業費の 30%を超える増減や事業実施主体を変更する場合
若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、別記様式第 2 号により事前に
承認を得なければならない。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交
付年度終了後 5 年間保存しなければならない。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律
第 179 号）」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした
場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがある。